

排水設備

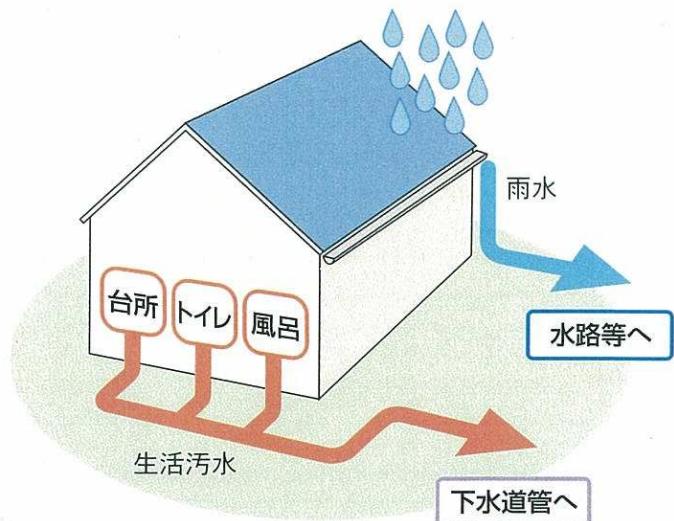
下水道が整備されると、条例により供用開始の日(下水道を使用できる日)から6か月以内に浄化槽を廃止して排水設備工事を、又くみ取り便所は下水道法により3年内に水洗便所に改造することが義務付けられています。

1日も早く下水道に接続されますようお願いいたします。

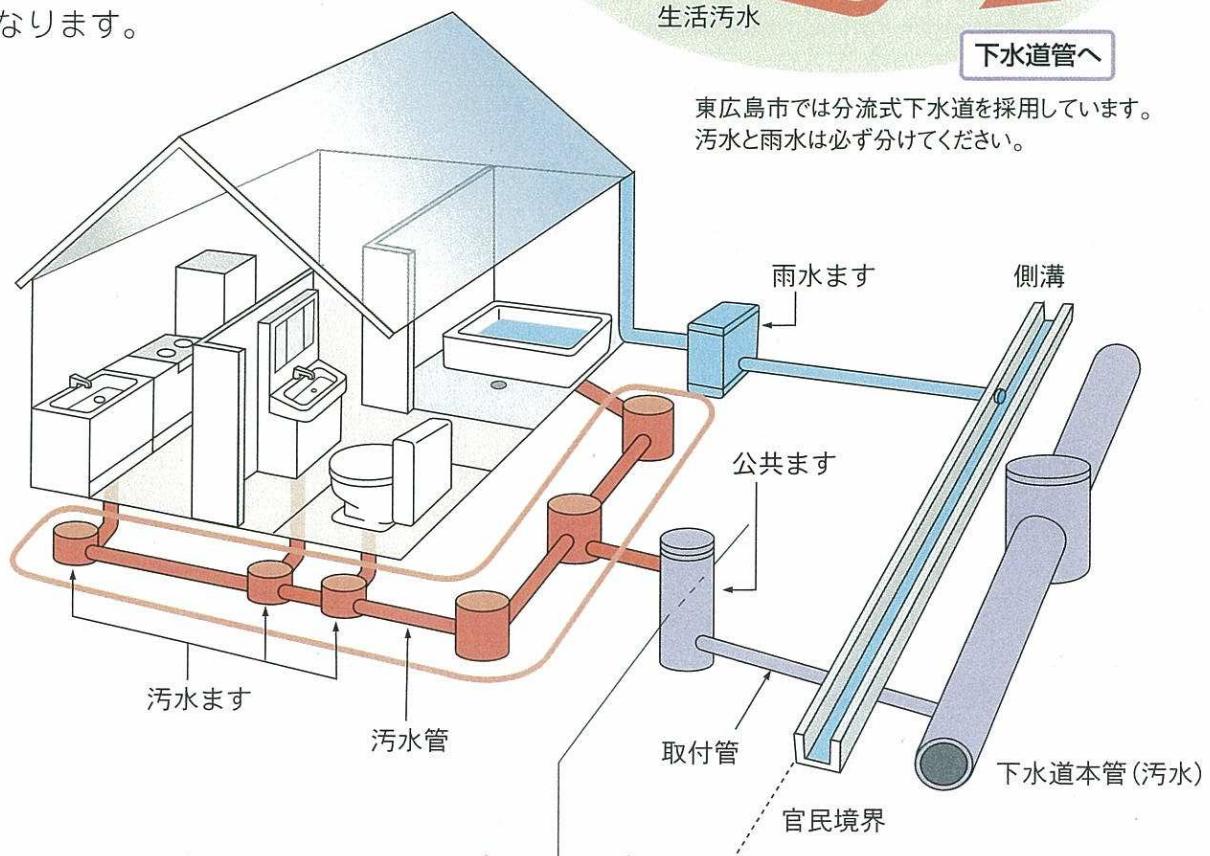
排水設備とは？

台所、風呂、便所等の汚水を「公共ます」まで流すための施設のことをいいます。

下水道は、市が道路等に埋設し管理を行う「公共下水道施設」と、個人の敷地内等に設置し、家庭等から出る汚水を直接公共下水道へ流すための「排水設備」からなっています。「排水設備」は、排水管や汚水ます等で、申請及び工事・補修・点検等の管理も自己負担で行っていただくことになります。



東広島市では分流式下水道を採用しています。
汚水と雨水は必ず分けてください。



個人が設置し管理する施設
(排水設備)

市が設置し管理する施設
(公共下水道施設)

排水設備の申請と費用

工事にあたっては、排水設備等計画確認申請などの手続きが必要です。

また、工事費は、家屋や敷地の形状、便器の種類、数によって異なりますので指定工事店で相談し確認してください。なお、この工事費は自己負担となります。

市では下水道の普及促進のために、貸付金制度を設けておりますのでご利用ください。
(詳しくは11ページに掲載しています。)

工事は指定工事店で

排水設備（水洗化）工事をするときは、必ず市が指定した「指定工事店」へお申込みください。

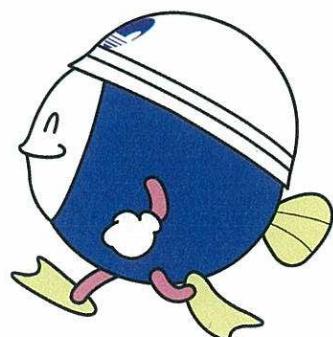
工事はこの「指定工事店」以外ではできませんので注意してください。

なお、指定工事店に心当たりのない方は、市のホームページをご覧いただくなか、東広島市指定水道工事業協同組合(電話082-422-4181)または東広島市管工事協同組合(電話0823-82-8333)で紹介しております。

「指定工事店」は、基準に合った設備を作るために必要な知識・技術を習得しているほか、市に提出する必要書類の作成、届出等の手続きをお手伝いします。お気軽にご相談ください。



指定工事店の標示板



合併浄化槽及びし尿浄化槽は廃止しましょう

すでに、合併浄化槽またはし尿浄化槽を設けて便所等を水洗化している家庭は、6か月以内にこの浄化槽を廃止して、下水道に接続しましょう。

排水設備工事の手順

1 工事依頼



依頼者は、指定工事店に直接工事の申込みをします。

2 指定工事店



指定工事店が現地調査、設計見積をします。便器の種類、施工方法、費用、支払条件等、十分に打ち合わせをしてください。

3 設計・見積



打ち合わせ後、指定工事店が設計・見積をします。必要であれば数社の指定工事店に見積を依頼してください。

4 契約



依頼者と指定工事店が合意して契約をしてください。貸付金が必要な場合は、契約時に指定工事店に伝えてください。

※市への申請は、指定工事店が排水設備等計画確認申請と同時にいます。

5 市へ排水設備等計画確認申請



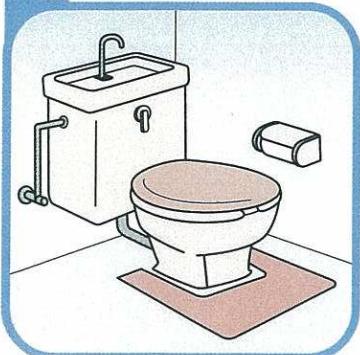
書類作成・提出は指定工事店が代行します。書類の内容をよく確認して、記名・押印をしてください。

6 工事



審査に合格すると、排水設備等計画確認書が交付されます。確認を受けた後でなければ工事に着手できません。

7 完成



依頼者は、下水道使用開始届を市に提出し、使用することができるようになります。工事終了後7日以内に完工届を市に提出します。

8 檢査・証票交付



市は完工届により完了検査をします。検査に合格すると検査済書及び検査証を交付します。検査証は玄関等の見えやすいところに貼ります。依頼者は、工事代金の支払いをします。

排水設備(改造工事)の工事例

くみ取り便所からの工事例

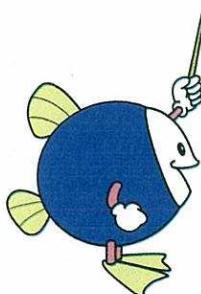
- 便器を水洗式にする。
- 宅地内の排水管を作る(汚水用と雨水用)
- 風呂や台所の水と一緒に接続

浄化槽からの工事例

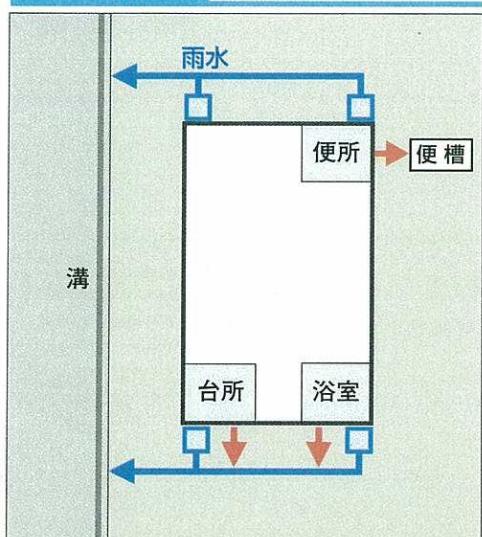
- 浄化槽を廃止する
- 風呂や台所等の家庭内の排水は下水道へ

くみ取り便所の場合

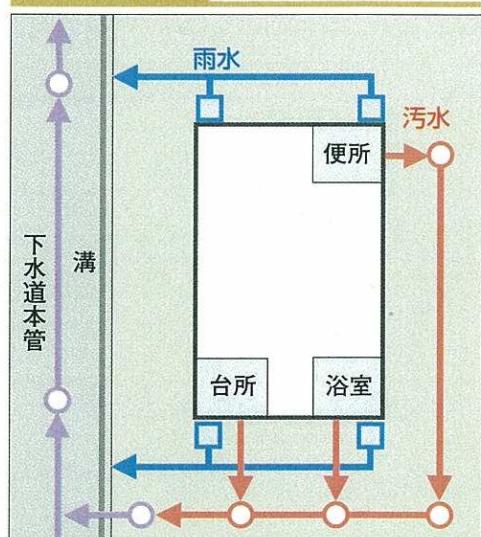
■ 汚水の配管
■ 雨水の配管



工事前



工事後



コラム

浄化槽の廃止について

槽内のし尿等を完全にくみ取り、清掃、消毒してください。浄化槽の全部を撤去するのが望ましいのですが、撤去しなくとも各槽の底に穴を開け、水がたまらないようにして、埋め戻すことも可能です。

また、くみ取り、清掃、消毒したのち、雨水を貯留して、庭の散水や防火用水として利用する方法もあります。

分流式について

分流式とは、汚水と雨水を完全に分けて流すことであり、東広島市の下水道は分流式が採用されています。現在、市では汚水のみを集める管の整備をすすめています。

指定工事店とは

排水設備は公共下水道へ直接接続されるものであることから、工事は下水道法施行令等の技術基準に適合したものでなければなりません。

そのため、排水設備に関する法律の知識・設計・施工の技術力を持った責任技術者が専属する指定工事店でなければ、排水設備の工事を行うことができないことを条例で定めています。